

5 児童厚生施設（児童館）

主眼事項	着 眼 点
<p>1 管理・運営</p> <p>(1) 施設運営全般の方針の状況</p> <p>(2) 運営管理に関する規定の状況</p> <p>(3) 運営委員会の設置の状況</p> <p>(4) 開館の状況</p> <p>(5) 地域組織の状況</p> <p>(6) 指導計画・指導内容の状況</p> <p>(7) 利用児童の状況</p> <p>(8) 広報・普及活動の状況</p> <p>(9) 苦情解決の仕組み</p> <p>(10) 自己点検への取組</p> <p>(11) 暴力団の排除</p>	<p>施設の管理・運営の基本方針が定められ、基本方針に沿った管理・運営がなされているか。</p> <p>管理・運営規定が整備されているか。（責任者、児童の把握、保護者との連絡、事故防止等に関する事項が規定されているか。）</p> <p>運営委員会が設置され、意見を徴しているか。</p> <p>ア 開館時間、開館日数の設定は、地域の実情を勘案してなされているか。 イ 市町村の設置条例等に基づいているか。</p> <p>地域との連携が図られているか。 ・母親クラブ、子ども会等が組織され、活動しているか。 ・放課後児童対策が実施されているか。</p> <p>指導計画、指導内容は適切か。（児童に健全な遊びを与え、健康増進及び情操を豊かにするものとなるよう配慮されているか）</p> <p>児童の利用状況(延べ数)</p> <p>たより、広報誌等を活用し、情報提供を行っているか。</p> <p>ア 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応するよう努めているか。 イ 第三者評価を受審し、その結果を公表するよう努めているか。</p> <p>利用者の処遇について自己点検を行い、その結果を利用者に周知しているか。</p> <p>暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行っていないか。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持っていないか。</p>
<p>2 設備</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定める設備の状況</p>	<p>設備は児童福祉法・鳥取県児童福祉施設に関する条例等に定める基準を充足しているか。 ・建物の広さが基準を充たしているか。 ・集会室、遊戯室、図書室、便所、事務室の有無（必要に応じ、静養室、児童クラブ室の設置） ・他の社会福祉施設が併設されている場合、効率的な運営が確保され、児童の処遇に支障がないか。 また、遊戯室、図書館、児童クラブ室を共用していないか。</p>

<p>3 職員</p> <p>(1) 施設長の状況</p> <p>(2) 職員の状況</p> <p>(3) 勤務時間、勤務体制</p> <p>(4) 事務分掌</p> <p>(5) 職員の研修計画、実施状況</p>	<p>専任の施設長の配置の有無</p> <p>ア 児童の遊びを指導する児童厚生員が2人以上配置されているか（実施要綱）。 また、鳥取県児童福祉施設に関する条例等関係規定に定める資格を有しているか。</p> <p>イ 必要に応じその他の職員が配置されているか。</p> <p>ウ 来所する児童数等を勘案し、自治体の裁量により、児童厚生員2人のうち1人を児童厚生員を補助する者とするができるが、裁量の範囲を逸脱していないか。</p> <p>職員の勤務時間、休暇の取扱</p> <p>特定の職員に事務分掌の偏りがないか。</p> <p>職員に対する研修の状況</p>
<p>4 災害防止の状況</p> <p>(1) 非常災害対策</p> <p>(2) 避難確保計画の作成</p> <p>(3) 業務継続計画の策定</p>	<p>ア 消防計画が作成され、防火管理者の選任の届出がされているか。（収容人員30人以上）</p> <p>イ 避難訓練、消火訓練又は地震・風水害等の災害に対する訓練が毎月1回以上実施されているか。</p> <p>ウ 消防設備等の自主点検は年2回（機器点検、総合点検）行われているか。また、不備はないか。</p> <p>エ 消防設備等の自主点検結果（総合点検）は、3年に1回消防署へ報告しているか。</p> <p>オ 避難経路図を提示し、周知徹底が図られているか。</p> <p>カ 想定しうるあらゆる災害に係る非常災害対策計画を策定しているか。</p> <p>キ 非常災害対策計画は、利用者及び職員に周知しているか。</p> <p>ア 浸水想定区域又は土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域又は津波災害警戒区域内に立地しているか。</p> <p>イ 施設が市町村地域防災計画に位置付けられているか。</p> <p>ウ 避難確保計画を作成し、市町村へ提出しているか。（該当施設のみ）</p> <p>エ 避難確保計画に基づく訓練が実施されているか。（該当施設のみ）</p> <p>ア 業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>イ 業務継続計画の職員への周知と研修及び訓練を定期的を実施するよう努めているか。</p> <p>ウ 業務継続計画の定期的な見直しと必要に応じた変更を行うよう努めているか。</p>

<p>5 健康安全管理</p> <p>(1) 定期健康診断の実施状況</p> <p>(2) 医薬品</p> <p>(3) 交通安全</p> <p>(4) 建物・設備</p> <p>(5) 遊具</p> <p>(6) 安全確保</p> <p>(7) 衛生管理(感染症、食中毒及び熱中症)</p>	<p>ア 職員の健康診断は行われているか。</p> <p>イ 児童の健康につき、必要に応じて保護者に連絡しているか。</p> <p>必要な医薬品を備えているか。(消毒薬、シップ、ガーゼ、絆創膏、包帯、体温計、水枕など)</p> <p>交通安全指導が実施されているか。</p> <p>ア 建物、設備の日常の安全点検は、安全点検簿等を設け、毎日実施されているか。</p> <p>イ 非常災害等に備えた設備を設けるとともに、災害に備えた構造となっているか。</p> <p>ウ 建物、設備のより詳細な点検を定期的に行い、改善すべき点があれば迅速に対応しているか。</p> <p>エ 家具類の転倒防止対策等、防震対策が適切に行われているか。</p> <p>ア 屋内、屋外の遊具は、定期的に点検を行った上で適正に管理され、危険なものや老朽化したものはないか。</p> <p>イ 屋内、屋外の遊具の日常の安全点検は、安全点検簿等を設け、毎日実施されているか。</p> <p>ア 安全計画を策定しているか</p> <p>イ 安全計画の職員への周知、研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>ウ 安全計画に関する取組内容を保護者へ周知しているか。</p> <p>エ 安全計画の定期的な見直しと必要に応じた変更を行っているか。</p> <p>オ 児童の施設外での活動等で児童の移動のために自動車を運行する際に点呼その他の児童の所在を確実に把握できる方法により、児童の所在を確認しているか。</p> <p>衛生管理の改善充実を行い、感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために、必要な措置を講じているか。また、職員に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めているか。</p>
<p>6 予算、経理の状況</p>	<p>ア 予算・決算の状況が分かる書類が整備されているか。</p> <p>イ 利用者負担金の徴収がある場合において、徴収の処理状況が分かる書類が整備されているか。</p> <p>ウ 諸帳簿は、鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則別表で定められた期間保存されているか。</p>

7 その他	
(1) 損害保険への加入	損害保険に加入しているか。(児童安全共済、(一社) 児童健全育成推進財団)
(2) 個人情報の保護	個人情報の保護に配慮し、適切に管理しているか。
(3) 関係機関との連携	必要に応じて、児童相談所、福祉事務所及び保健所等と連携が取れる体制を整えているか。